

農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書

被相続人

特例農地等の明細 (この表は、農業相続人に該当する人が各人ごとに特例農地等の明細を作成します。)

農業相続人

第12表
(平成21年12月15日相続開始以降用)

都市営農農地等、市街化区域内農地等、都市営農農地等及び市街化区域内農地等以外の別	田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等、営農困難時貸付農地等、特定貸付農地等の別	地上権、永小作権、使用貸借による権利、賃借権(耕作権)の別	所在場所	面積 m ²	農業投資価格		通常価額 (第11表の価額) 円
					単価(1,000m ² 当たり) 円	価額 円	
			合計			㉞	㉝

農業投資価格により計算した取得財産の価額

① 特例農地等の通常価額 (上記㉝の金額) 円	② 特例農地等の農業投資価格による価額 (上記㉞の金額) 円	③ 農業投資価格超過額 (① - ②) 円	④ 通常価額により計算した取得財産の価額 (その農業相続人の第11表㉜+第11の2表㉟) 円	⑤ 農業投資価格により計算した取得財産の価額 (④ - ③) 円

(注) 1 「市街化区域内農地等」とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で都市営農農地等に該当しない農地又は採草放牧地をいいます。
 2 「特例農地等の明細」欄の「農業投資価格」の「価額」欄及び「通常価額」欄には、田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等、営農困難時貸付農地等、特定貸付農地等の別に、計を付して、その合計の金額(㉝及び㉞)を第15表のその農業相続人の㉟及び㊱欄に転記します。
 3 ⑤欄の金額を第3表のその農業相続人の①欄に転記します。
 4 ③欄の金額を第3表のその農業相続人の⑩欄に転記します。